

品質認証マーク管理要綱  
JWWA-H207

第7版：2024年3月5日改正

公益社団法人 日本水道協会 品質認証業務

改正履歴

項目	版番号	頁	年月日	作成者 認証課	審査 認証課長	承認 管理責任者	主な改正事項
制定	0-0	全	H9. 4. 15	認証課	—	—	制定
改正	1-0	全	H23. 12. 13	清水	仙波	久保田	全面見直し
改正	1-1	3, 6	H24. 8. 20	清水	仙波	久保田	文言の修正
改正	1-2	1, 6	H25. 2. 27	清水	仙波	久保田	公益社団法人への移行に伴う変更
改正	1-3	全	H28. 3. 22	中込	仙波	波多野	移動ロットの削除及び文言の修正
改正	5	全	2019. 3. 27	中込	豊田	平本	定期見直しに伴う改正
改正	6	6	2023. 3. 13	對馬	近藤	遠藤	認証マークの表示場所及び表示方法について定める
改正	7	全	2024. 3. 5	岩田	近藤	遠藤	定期見直しに伴う改正

## 1 目的

この要綱は、品質認証マーク（以下、「認証マーク」という。）の種類、使用方法及び使用条件等について必要な事項を定め、認証取得者が認証マークを適切に管理することを目的とする。

## 2 適用範囲

この要綱は、認証マークの作成及び表示等、管理する場合に適用する。

なお、この要綱における用語の定義は品質認証業務規則（JWWA-H106）（以下、「業務規則」という。）による。

## 3 認証マークの種類等

### 3.1 認証マークの種類及び表示方法等

(1) 認証マークは、審査基準が基本基準の認証品に表示するマークと、審査基準が特別基準又は技術的基準の認証品に表示するマークの2種類とする。

(2) 認証マークは、製品へのシールの貼付又は刻印の打刻、鋳出し或いはゴム印の押印、若しくは包装紙や梱包への印刷等により表示するものとする。

(3) 認証マークは、公益社団法人日本水道協会品質認証センター（以下、「センター」という。）が発行する。

ただし、センターの承認を得た場合、認証取得者が認証マークを自ら作成することができる。

(4) 認証取得者が認証マークを自ら作成する場合、センターの承認を得て、拡大、縮小又は色調を変更して表示することができる。

ただし、認証マークを改変してはならない。

### 3.2 認証マークの形状及び寸法

(1) 基本基準の認証品に使用する認証マーク

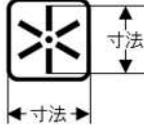
ア 製品に貼付するシール又は包装紙等への印刷等による場合の形状及び寸法。



イ 印刷する場合の色調は、地色青色、文字銀色とする。

ただし、認証取得者が自ら作成する場合、センターの承認を得て色調を変更することができる。

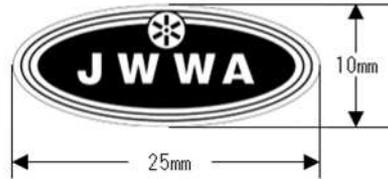
ウ 打刻、鋳出し等による場合の形状及び寸法。

表示方法	刻印・鋳出し・押印 等			
形状・寸法	4mm	6mm	9mm	
外枠寸法	6mm	8mm	11mm	

(2) 特別基準又は技術的基準の認証品に使用する認証マーク

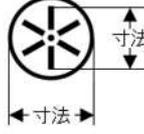
ア 製品に貼付するシール又は包装紙等への印刷等による場合の形状及び寸法。

イ 印刷する場合の色調は、地色青色、文字金色とする。



ただし、認証取得者が自ら作成する場合、センターの承認を得て色調を変更することができる。

ウ 打刻、鋳出し等による場合の形状及び寸法。

表示方法	刻印・鋳出し・押印 等			
形状・寸法	4mm	6mm	9mm	
外枠寸法	6mm	8mm	11mm	

### 3.3 共通マーク

共通マークは、本協会と他の第三者認証機関が共同で作成したものである。給水用具の基本基準適合品に認証マークと「水道法基準適合」の文言を組み合わせる表示することができる。

形状は次図のとおりとし、色調は、黒又は青を推奨する。



## 4 認証マークの表示

- (1) 自社検査方式の場合、認証取得者が、認証品に認証マークを表示する。
- (2) 抜取検査方式の場合、センター職員が業務規則第14条に基づく品質確認実施後、認証マークを配布し、認証取得者が認証品に表示する。

なお、認証取得者が、品質確認前の認証登録品に認証マークを表示しようとするときは、予めセンターの承認を得なければならない。また、当該認証登録品のロット形成後、速やかにセンターの品質確認を受けなければならない。

- (3) 認証マークを表示する場合、認証品の購入者が容易に識別できるように表示しなければならない。
- (4) 認証マークを表示する場合、認証品、包装、容器又は送り状等、容易に識別できる適切な箇所に表示しなければならない。
- (5) 認証マークは、容易に消えない方法による印刷及び押印、刻印、荷札の取り付け、その他の適切な方法で表示しなければならない。
- (6) センターと認証取得者との協議により、認証マークを表示しないことができる。

## 5 認証マークの使用上の制限

認証取得者が、予めセンターの承認を受けて、品質確認前の認証登録品に認証マークを表示した場合において、当該認証登録品が審査基準に適合しなかったときは、速やかに認証マークを除去しなければならない。

## 6 認証マークを広報に使用する場合

認証登録品に係るカタログ、会社案内又はホームページ等の広報で認証マークを使用する場合、他の認証登録品ではない製品が認証登録されているかのような誤解を第三者に与えないように表示しなければならない。

なお、認証品に係るカタログ等認証取得者が認証マークを広報で使用する場合、事前にセンターの承認を得なければならない。

## 7 認証マークの管理

認証取得者は、認証マークに対する市場の信頼を維持するため、責任をもって認証マークを取り扱うとともに、認証取得者及び品質確認実施工場において、次の各号に基づき適切に管理しなければならない。

なお、センターは、認証取得者又は品質確認実施工場における認証マークの管理状況について、定期工場調査又は抜取検査時に確認する。

- (1) 認証マークの管理責任者を選任し、認証マークを管理すること。
- (2) 認証品に認証マークを使用する場合は、その都度、認証登録番号、認証品の種類、呼び径、数量及び時期を記録すること。
- (3) 前号の記録を集計、確認するなどにより、認証マークの管理が適切に実施されていることを定期的に確認すること。
- (4) 認証マークの表示場所及び表示方法を定めること。

## 8 認証マークの外注管理

認証取得者が、認証マークの作成又は表示等を外注する場合、次の各号により適切な外注管理を行わなければならない。

なお、センターは、その外注先の認証マークに関する品質管理体制等の管理について、必要に応じて外注先に出向き確認する。

- (1) 認証取得者は、認証マークの作成又は表示に係る工程を外注する場合、その内容を明確にし、センターの承認を得なければならない。
- (2) 認証取得者は、外注先との間で認証マークの取り扱いに関する契約書を締結し、認証マーク及び認証マークを含む製品を品質確認実施工場のみに納めることを確実に

にしなければならない。

9 認証マークの誤用等に対する措置

センターは、認証取得者又は品質確認実施工場において認証マークの誤用等を確認したときは業務規則第 17 条に基づき措置する。

10 略号の説明

	公益社団法人日本水道協会の徽章
JWWA	J a p a n W a t e r W o r k s A s s o c i a t i o n「公益社団法人日本水道協会」の略称
寒	寒冷地用製品の略称
共	一般・寒冷地共用仕様製品の略称

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、2024 年 4 月 1 日から施行する。